平成２３年（フ）第８８８２号
東京都豊島区南大塚３丁目28―６―301
債務者　伊藤　淑子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８５号
東京都板橋区舟渡２丁目28―８―102
債務者　中村　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８７号
東京都八王子市下恩方町277―301
債務者　橋本　和博
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８８号
東京都八王子市下恩方町277―301
債務者　橋本　清美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８９０号
東京都練馬区中村南２丁目11―７　スイート・ヒルズⅢ201
債務者　入山　景子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８９９号
東京都北区西が丘２丁目14―16―102
債務者　川鶴　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９０６号
東京都府中市多磨町２丁目18―５
債務者　中村　正行
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９０９号
東京都練馬区田柄１丁目４－８
債務者　和田亜紀子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９１９号
東京都葛飾区金町１丁目20―９―203
債務者　林　　光男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２４号
横浜市神奈川区三ツ沢東町７番14号　グリーンピア三ツ沢204号
債務者　岩本　優香（旧姓狸塚）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９６号
横浜市港北区大曽根３丁目22番16号　大曽根オブクロス202号
債務者　岩元　明夫
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９７号
横浜市戸塚区戸塚町2148番地
債務者　淵崎なおみ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１２号
横浜市磯子区磯子３丁目４番29―503号
債務者　小杉　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５１号
横浜市戸塚区下倉田町1034番地７
債務者　遠藤　英晃
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７３６号
東京都北区赤羽南１丁目１－５―206
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７４６号
東京都杉並区上井草３丁目14―15―203
債務者　須永　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部